

答 申 情 第 2 5 号

平 成 2 4 年 8 月 8 日

京 都 市 長 様

京都市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 市 川 正 人

(事務局 総合企画局情報化推進室情報管理担当)

京都市情報公開条例第17条第1項の規定に基づく諮問について（答申）

下記のとおり諮問のありました件について、別紙のとおり答申します。

記

個人情報保護条例により講じた必要な措置が分かる公文書の不存在による非公開決定についての異議申立てに対する決定（諮問情第36号）

(別紙)

## 1 審査会の結論

実施機関が行った不存在による公文書非公開決定は妥当である。

## 2 異議申立ての経過

(1) 異議申立人は、平成23年11月17日に、実施機関に対して、京都市情報公開条例（以下「条例」という。）第6条第1項の規定により、「京都マラソン2012の開催に伴うアンケート調査（京都市印刷物第234408号）を単位PTAへ委託するに際して京都市個人情報保護条例第13条により講じた「必要な措置」の内容がわかる契約書等」の公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

(2) 実施機関は、本件請求に係る公文書を保有していないとして、不存在による非公開決定（以下「本件処分」という。）をし、平成23年11月30日付けで、その旨及びその理由を次のとおり異議申立人に通知した。

アンケート調査について単位PTAへ委託を行っておらず、請求に係る公文書を作成していないため。

(3) 異議申立人は、平成23年12月28日付けで、本件処分を不服として、行政不服審査法第6条の規定により、本件処分を取り消し、対象となる文書をあらためて特定し公開するよう求める異議申立てをした。

## 3 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、本件処分を取り消し、対象となる文書をあらためて特定し公開するよう求めるというものである。

## 4 実施機関の主張

不存在による非公開決定通知書、理由説明書及び審査会での職員の説明によると、実施機関の主張は、おおむね次のとおりであると認められる。

### (1) 本件処分について

ア 京都マラソン2012の開催に伴うアンケート調査（以下「本件アンケート調査」という。）は、京都マラソン実行委員会から京都市立学校、幼稚園を通じて、保護者に

配布・回収への協力を任意でお願いしたものであり、PTAに配布・回収を依頼したものでない。PTAへは、アンケートの実施をさせていただくことに御理解をいただくために協力依頼をしたものである。

イ 京都市個人情報保護条例（以下「個人情報保護条例」という。）第13条に定める委託とは、実施機関が行う事務の全部又は一部を実施機関以外のものに依頼して行わせることをいう。PTAへ上記のとおり事務を依頼していないため、委託ではない。PTAへ委託を行っておらず、個人情報取扱事務を行うことは想定されない。

ウ よって、個人情報保護条例第13条に規定する個人情報を保護するために必要な措置を講じる必要はなく、請求に係る公文書の作成義務は全くない。

(2) 以上のとおり、本件アンケート調査について単位PTAに委託を行っておらず、請求に係る公文書を作成していない。

## 5 異議申立人の主張

異議申立書及び意見書によると、異議申立人の主張は、おおむね次のとおりである。

(1) 本件アンケート調査が市立学校・園とPTAを同様に扱っていること

平成23年10月付け「京都マラソン2012の開催に伴うアンケートの実施について（依頼）（以下「依頼文書」という）は、宛先を「京都市立学校・幼稚園長様／PTA会長様」と連名にしており、「参考文案」とした保護者宛ての依頼文書案（以下「参考文案」という）も発出者を連名としており、校（園）長とPTA会長とに対して同一の依頼をする文書だと解する他ない。

(2) 本件アンケート調査の「取りまとめ」者が学校・園・PTAであること

依頼文書は、単に「アンケートの実施をさせていただくことに御理解をいただく」よう依頼するにとどまらず、PTA会長に対してもアンケートの「取りまとめ」と「投函」まで依頼していることは明らかである。

(3) 本件アンケート調査を保護者から「回収」する者が学校・園・PTAであること

参考文案は、「校（園）長」・「PTA会長」の連名で「保護者様」に対し回収方法についても依頼しており、本件アンケートを回収する者が「校（園）長」・「PTA会長」だと実施機関が想定していることは明らかである。

(4) 本件アンケート調査がPTAに委託されたこと

実施機関は、市立学校・園のみならず、独立の団体であるPTAをも宛先として、相当枚数のアンケート用紙と返信用封筒を送付し、アンケートの取りまとめと実施機関へ

の投函さらにはアンケート用紙が不足した際の連絡まで依頼している。これが個人情報取扱事務の「全部又は一部を実施機関以外の者に依頼して行わせること」に該当することは明らかである。

(5) 本件が個人情報取扱事務の委託であること

参考文案は、「ご提出いただく際は、「記入者名」と「記載内容」が見えないよう、封筒に入れていただいたり、記入面が内側になるよう折ってホッチキスで留めていただいても構いません。」としており、実施機関が、本件アンケートの内容を個人の氏名等を含む機微情報だと認識しており、校（園）長及びPTA会長が本件アンケート用紙を回収する際には記載内容が漏洩しないよう保護させる必要があると認識していたことは明らかである。

(6) 結論

理由説明書の主張はいずれも不当であり、実施機関がPTAへ個人情報取扱事務を委託した（個人情報を含むアンケートの回収・取りまとめを依頼した）ことは、依頼文書の文面そのものにより明らかである。

個人情報取扱事務を委託するに際しては、個人情報保護条例第13条の規定及び「個人情報保護事務の手引」中の運用に係る記載からすると、秘密保持義務・個人情報の適正な管理・従業者の監督・再委託の禁止又は制限・個人情報の目的外利用の禁止等の事項を明記した契約書等を作成するよう定められているのであるから、該当する公文書を不存在とした原処分は不当であり、対象となる文書を改めて特定し公開するよう求める。

## 6 審査会の判断

当審査会は、実施機関の主張及び異議申立人の主張を基に審議し、次のとおり判断する。

(1) 本件請求の対象となる公文書について

本件請求の対象となる公文書は、実施機関が本件アンケート調査を単位PTAへ委託し、京都市個人情報保護条例第13条により講じた「必要な措置」を規定した契約書等を作成した場合に、実施機関が保有しているものである。

(2) 個人情報取扱事務の委託について

個人情報保護条例第13条第1項は、「実施機関は、個人情報取扱事務を委託しようとするときは、当該個人情報を保護するために必要な措置を講じなければならない。」と規定している。ここで、「個人情報取扱事務の委託」とは、実施機関が行う事務の全部又は一部を実施機関以外のものに依頼して行なわせる場合で、当該委託しようとする事務の中に個人情報が含まれることをいうものと解される。

(3) 異議申立人の主張について

異議申立人は、実施機関が理由説明書の添付書類として提出した依頼文書と参考文案から、実施機関が本件アンケート調査を単位PTAに委託しているのは明らかであると主張している。

確かに、依頼文書では「京都市立学校・幼稚園長様 PTA会長様」に対し、本件アンケート調査の配布、回収、取りまとめ、京都マラソン実行委員会への返送を依頼し、参考文案では、この依頼を受けて各学校（園）の校（園）長及びPTA会長が連名で保護者に本件アンケート調査への協力を依頼するかたちを取っている。したがって、この文面だけを見れば、「実施機関以外のもの」であるPTAに本件アンケート調査の配布、回収、取りまとめ等を委託したものと考えられなくもない。

(4) そこで、当審査会は、実施機関に対して、実際に本件アンケート調査はどのように実施されたのか、また、なぜ校（園）長とPTA会長を連名とする文書を作成したのかについて確認を行ったところ、以下のとおり説明があった。

ア アンケートの配布及び回収は、以下の手順で行った。

(ア) 京都マラソン実行委員会から各学校（園）長に対して、アンケート及び依頼文書を配布。

(イ) 各学校の学級担任から子どもたちを通じて保護者にアンケート及び依頼文書を配布。

(ウ) アンケートは、保護者から子どもたちを通じて、各学級担任に渡すか、職員室に設置している回収箱に直接投函するかの方法で、各学校の教職員が集約し、その後、京都マラソン実行委員会に送付された。

イ アンケート及び依頼文書の配布に当たり、あらかじめ以下の方法で、京都マラソン実行委員会から各学校（園）長及びPTAへ依頼を行った。

(ア) 学校（園）長への依頼

アンケートは、各学校を通じて保護者の手元に届く資料であることから、あらかじめ、各校種（幼稚園、小、中、高、総合支援学校）の校（園）長会において、「配布及び回収の協力」の依頼を行った。

(イ) PTAへの依頼

各校種PTAの連絡組織である「京都市PTA連絡協議会」の常任理事会並びに小学校及び中学校の全市レベルでの連絡協議会の理事会において、「アンケートの回答への協力」を依頼し、了解を得た。

(ウ) 各学校での取組

各学校（園）長は、単位PTA会長に連名とすることを依頼し、了解を得たうえで、参考文案を基に依頼文を作成した。

ウ 学校長とPTA会長を連名にする手法について

今回の依頼文書及び参考文案は、教育委員会において通常使用されている依頼文に

做って作成した。各種アンケート調査をはじめ、教育委員会からの発文中、直接保護者への協力を求める事項については、学校（園）長とPTA会長を連名としたうえで依頼することは通常の手法である。

教育委員会に確認したところ、PTA会長を連名にする目的は、「保護者に回答等を依頼するに当たって、保護者の代表であるPTA会長にも話が通っていて、PTAとしても回答に協力するものであることを表記することで、保護者の理解・協力を得られやすくする」ためとのことであった。

- (5) 以上の説明によれば、依頼文書及び参考文案が学校（園）長とPTA会長の連名とした理由は、本件アンケート調査の配布、回収、とりまとめ等をPTAに依頼するためではなく、保護者の協力を求めるためであり、また、本件アンケート調査の配布、回収、取りまとめ等は、各学校の学級担任等の教職員が実施しており、単位PTAは当該事務には関わっていない。

当審査会としては、この実施機関の説明について、特段不合理な説明であると判断することはできず、また、本件アンケート調査の配布、回収、とりまとめ等の事務に単位PTAが関わっていないのであるから、本件アンケート調査の実施に当たって個人情報保護条例第13条に規定する個人情報取扱事務の委託は行われていないと判断する。

したがって、個人情報取扱事務の委託が行われていない以上、本件請求内容を満たす公文書を保有していないとする本件処分について、違法又は不当な点はない。

- (6) 以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(参 考)

#### 1 審議の経過

平成24年	1月27日	諮問（諮問情第36号）
	2月27日	実施機関からの理由説明書の提出
	3月7日	異議申立人からの意見書の提出
	5月9日	実施機関の職員の理由説明（平成24年度第1回会議）
	6月13日	審議（平成24年度第2回会議）
	7月11日	審議（平成24年度第3回会議）
	8月8日	審議（平成24年度第4回会議）

※ 異議申立人から意見陳述の希望がなかったため、意見の聴取は行わなかった。

- 2 本件諮問について調査及び審議を行った部会  
第1部会（部会長 市川 正人）